

さいたま市告示第601号

さいたま市学校図書館図書運搬業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年4月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市学校図書館図書運搬業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月17日から令和8年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「貨物運送業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和5年度以降に国又は地方公共団体と同種同規模の契約を2件以上締結し、確実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課教育課程指導課
担当 研究推進・振興係 電話048（829）1659

(2) 交付期間

告示の日から令和7年4月8日（火）午後3時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30

分から午後５時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和７年４月８日（火）まで（休日を除く午前９時から午後５時まで）

(3) 受付場所

３(１)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(１)に同じ

(2) 交付日時

令和７年４月１０日（木）午前９時から午後５時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和７年４月１４日（月）午後１時１５分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所第二別館　第１会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 4 6 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 0

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 5 9 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 0

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。